

消費生活トラブル注意報 !!

自転車による事故に注意！！

・・・北九州市立消費生活センター



(相談事例)

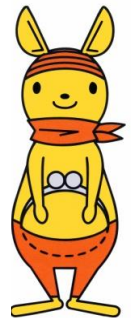
自転車のハンドルにかばんをぶら下げた状態で走行していたところ、かばんが車輪に巻き込まれて、自転車ごと転倒してしまった。今までもよく、かばんや傘をハンドルにぶら下げていたが、そのような自転車の使用法は危険だったのだろうか。(10代女子)

「消費者庁イラスト集より」

(アドバイス)

◆ハンドルにもものをぶら下げないようにしましょう。

ハンドルに買い物袋やかばん、傘などをぶら下げていると安全な運転ができないばかりか、荷物が車輪に巻き込まれて急停車し、体が投げ出され、大けがをする恐れがあるため大変危険です。荷物はハンドルにぶら下げず、かごに入れるか、荷台にのせてしっかりとしばりましょう。



◆定期的に自転車のメンテナンスをしましょう。

自転車は乗り続けているうちに、各 부품の固定に緩み、がたつきが生じるようになります。乗る前にブレーキ、タイヤなどに異常がないかを確認し、不安な点があれば自転車に乗らずに、販売店などに相談しましょう。また、定期的に自転車の整備士の点検を受けるようにしましょう。

◆安全運転を心がけましょう。

交差点などでの安全確認や歩道での歩行者優先など、交通ルールをしっかりと守って交通事故を起こさないように心がけましょう。

● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県 092-632-0999 (日曜日でも電話相談可)

福岡市 092-781-0999 (第2・第4土曜日でも電話相談可)

北九州市 093-861-0999 (土曜日でも相談可 ※第3土曜日は13:00まで)

*消費者ホットライン TEL(局番なし)188(いやや!)

(あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します)

※ナビダイヤル通話料金が発生します